

消防危第 301 号
令和 2 年 12 月 25 日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁危険物保安室長
(公 印 省 略)

危険物の規制に関する規則等に規定されている様式上の押印の廃止について
(通知)

本日公布及び施行された危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令(令和 2 年総務省令第 124 号)により、危険物の規制に関する規則(昭和 34 年総理府令第 55 号)及び危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(平成 23 年総務省令第 168 号)(以下「規則等」という。)に規定されている様式上の押印を不要とすることとされました。

これに伴い、危険物関係法令に規定されている様式上の押印に関する事項について、運用上の留意事項を下記のとおり取りまとめましたので、通知します。貴職におかれましては、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対しても、この旨周知されますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

- 1 規則等に規定されている様式及び次に掲げる通知に規定されている様式については、「消防関係法令に基づく書面規制、押印、対面規制の見直しについて(通知)」(令和 2 年 12 月 25 日付け消防総第 812 号) 1 及び 2 によることとし、押印を不要とすること。
 - ・ 「火災予防条例(例)中に規定する標識類及び届出書の様式について」(昭和 37 年 1 月 19 日付け自消丙予発第 3 号)(少量危険物指定可燃物貯蔵取扱い届出書、少量危険物指定可燃物貯蔵廃止届出書)
 - ・ 「海上タンクに係る屋外タンク貯蔵所の定期点検に関する指導指針について」(平成元年 7 月 6 日付け消防危第 66 号)

- ・ 「地中タンクに係る屋外タンク貯蔵所の定期点検に関する指導指針について（通知）」（平成2年1月18日付け消防危第5号）
 - ・ 「製造所等の定期点検に関する指導指針の整備について（通知）」（平成3年5月29日付け消防危第48号）
 - ・ 「岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の定期点検等に関する指導指針について（通知）」（平成4年1月29日付け消防危第7号）
 - ・ 「確認試験の結果に基づく危険物の判定について（通知）」（平成5年3月24日付け消防危第21号）
 - ・ 「移動タンク貯蔵所の規制事務に係る手続及び設置許可申請書の添付書類等に関する運用指針について」（平成9年3月26日付け消防危第33号）
 - ・ 「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等の改正に伴う消防行政上の取扱いについて」（平成9年3月31日付け消防危第39号）
 - ・ 「地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について」（平成16年3月18日付け消防危第33号）
 - ・ 「危険物仮貯蔵・仮取扱い及び危険物保安監督者の選任に係る申請書類の標準書式について（通知）」（平成31年2月14日付け消防危第34号）
- 2 改正後の規則等に定める様式及び上記1に掲げる通知に規定されている様式については、消防庁HPに掲載することとしていること。
- 3 「消防関係法令に基づく書面規制、押印、対面規制の見直しについて（通知）」（令和2年12月25日付け消防総第812号）の発出に伴い、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた消防法令関係手続における押印の省略等について（通知）」（令和2年5月15日付け消防予第124号・消防危第129号）及び「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた消防関係手続における押印の省略について（通知）」（令和2年5月29日付け消防予第142号・消防危第144号）は廃止すること。

(問い合わせ先)
消防庁危険物保安室
担当： 勝本、竹中
TEL： 03-5253-7524
E-mail: fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp